

庄内川水系 新川流域 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

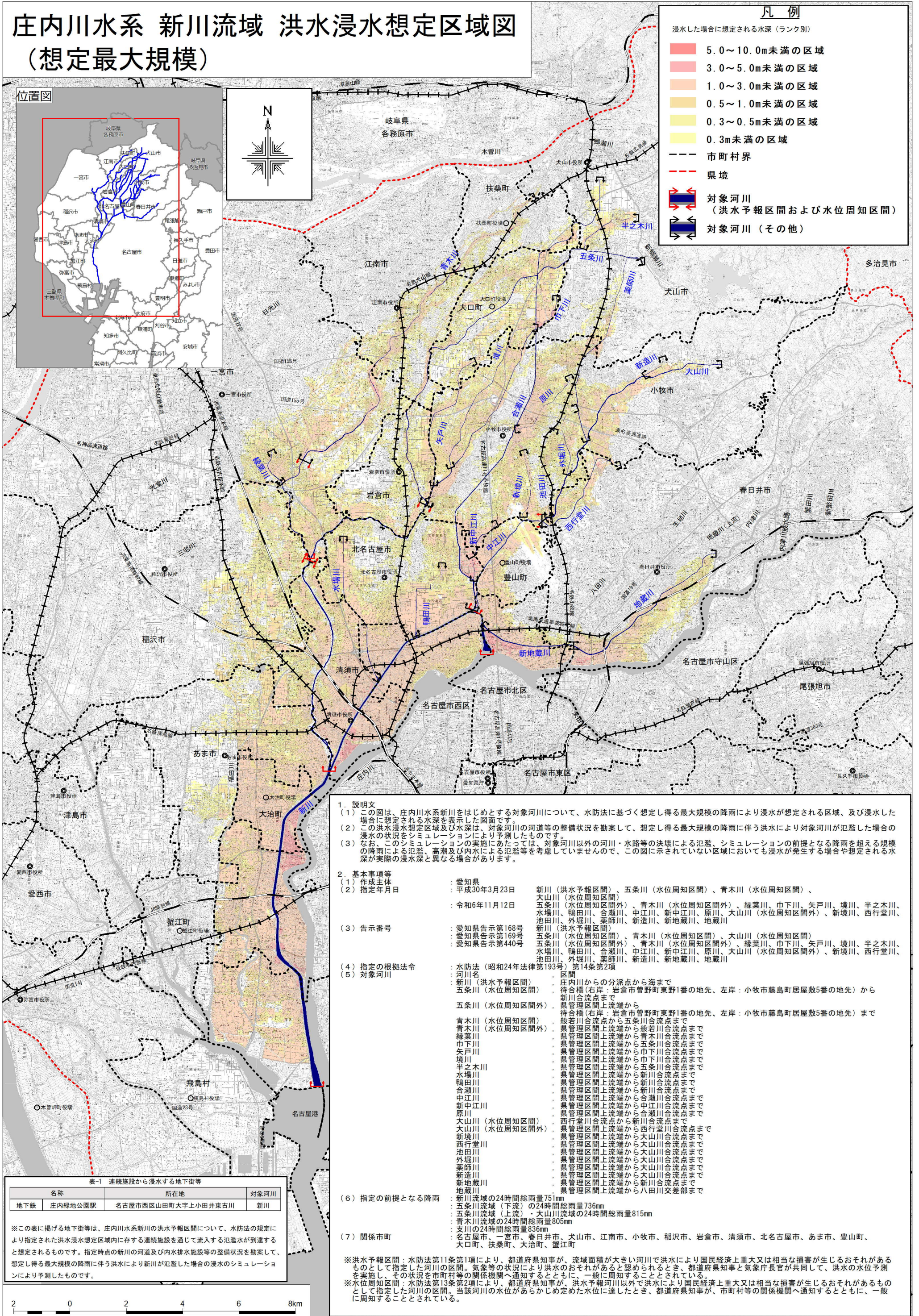
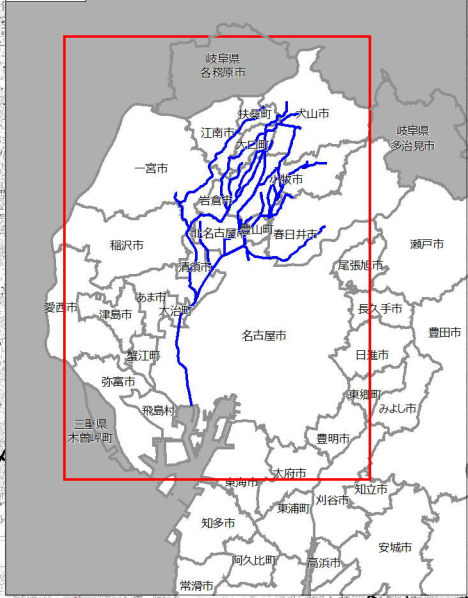
凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 5.0~10.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 1.0~3.0m未満の区域
- 0.5~1.0m未満の区域
- 0.3~0.5m未満の区域
- 0.3m未満の区域

- 市町村界
- 県境
- 対象河川
(洪水予報区間および水位周知区間)
- 対象河川(その他)

位置図



1. 説明文
 - (1) この図は、庄内川水系新川をはじめとする対象河川について、水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域、及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域及び水深は、対象河川の河道等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川・水路等の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この図に示されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
 2. 基本事項等

(1) 作成主体	：愛知県	新川(洪水予報区間)、五条川(水位周知区間)、青木川(水位周知区間)、大山川(水位周知区間)
(2) 指定年月日	：平成30年3月23日 ：令和6年11月12日	五条川(水位周知区間外)、青木川(水位周知区間外)、緑葉川、中下川、矢戸川、境川、半之木川、水場川、鴨田川、合瀬川、新中江川、原川、大山川(水位周知区間外)、新境川、西行堂川、池田川、外堀川、薬師川、新造川、新地蔵川、地蔵川
(3) 告示番号	：愛知県告示第168号 ：愛知県告示第169号 ：愛知県告示第440号	新川(洪水予報区間)、五条川(水位周知区間)、青木川(水位周知区間)、大山川(水位周知区間)、五条川(水位周知区間外)、青木川(水位周知区間外)、緑葉川、中下川、矢戸川、境川、半之木川、水場川、鴨田川、合瀬川、新中江川、原川、大山川(水位周知区間外)、新境川、西行堂川、池田川、外堀川、薬師川、新造川、新地蔵川、地蔵川
(4) 指定の根拠法令	：水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項	
(5) 対象河川	：区間 新川(洪水予報区間) 庄内川からの分派点から海まで 待合橋(右岸：岩倉市曾野町東野1番の地先、左岸：小牧市藤島町居屋敷5番の地先)から新川合流点まで 五条川(水位周知区間外) 県管理区間上流端から 待合橋(右岸：岩倉市曾野町東野1番の地先、左岸：小牧市藤島町居屋敷5番の地先)まで 青木川(水位周知区間) 般若川合流点から五条川合流点まで 青木川(水位周知区間外) 県管理区間上流端から般若川合流点まで 緑葉川 県管理区間上流端から青木川合流点まで 中下川 県管理区間上流端から五条川合流点まで 矢戸川 県管理区間上流端から中下川合流点まで 境川 県管理区間上流端から中下川合流点まで 半之木川 県管理区間上流端から五条川合流点まで 水場川 県管理区間上流端から新川合流点まで 鴨田川 県管理区間上流端から新川合流点まで 合瀬川 県管理区間上流端から新川合流点まで 新中江川 県管理区間上流端から新川合流点まで 原川 県管理区間上流端から新川合流点まで 大山川(水位周知区間) 西行堂川合流点から新川合流点まで 大山川(水位周知区間外) 県管理区間上流端から西行堂川合流点まで 新境川 県管理区間上流端から大山川合流点まで 西行堂川 県管理区間上流端から大山川合流点まで 池田川 県管理区間上流端から大山川合流点まで 外堀川 県管理区間上流端から大山川合流点まで 薬師川 県管理区間上流端から大山川合流点まで 新造川 県管理区間上流端から大山川合流点まで 新地蔵川 県管理区間上流端から新川合流点まで 地蔵川 県管理区間上流端から八田川交差点まで	
 - (6) 指定の前提となる降雨
 - ：新川流域の24時間総雨量751mm
 - ：五条川流域(下流)の24時間総雨量736mm
 - ：五条川流域(上流)・大山川流域の24時間総雨量815mm
 - ：青木川流域の24時間総雨量805mm
 - ：支川の24時間総雨量836mm
 - (7) 関係市町
 - ：名古屋市長久手町、春日井市、大治町、豊山町、大日町、扶桑町、大治町、蟹江町
- ※洪水予報区間：水防法第11条第1項により、都道府県知事が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川の区間。気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、都道府県知事と気象庁長官が共同して、洪水の水位予測を実施し、その状況を市町村等の関係機関へ通知するとともに、一般に周知することとされている。
- ※水位周知区間：水防法第13条第2項により、都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川の区間。当該河川の水位があらかじめ定められた水位に達したとき、都道府県知事が、市町村等の関係機関へ通知するとともに、一般に周知することとされている。

表-1 連続施設から浸水する地下街等

名称	所在地	対象河川
地下鉄	庄内緑地公園駅	名古屋市西区山田町大字上小田井東古川
		新川

※この表に掲げる地下街等は、庄内川水系新川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域内に存在する連続施設を通じて流入する氾濫水が到達すると想定されるものです。指定時点の新川の河道及び内水排水施設等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により新川が氾濫した場合の浸水のシミュレーションにより予測したものです。